

# 国際満載喫水線条約に対する統一解釈に関する事項

## 改正規則等

高速船規則  
高速船規則検査要領  
(日本籍船舶用)

## 改正理由

IACS は、これまで国際条約等に対して多くの統一解釈を策定してきており、本会としても、上記条約の適用においてこれらの統一解釈を適用してきている。しかしながら、必ずしもすべての統一解釈を鋼船規則等に明記していなかった。

一方 IACS は、2006 年 10 月に統一手順 No.31 を採択し、上記を含むすべての統一解釈について、船級規則に取り入れる又は適用することを明記する等により、統一解釈の厳格な適用を図ることを決めた。

このため、本会としても統一手順 No.31 に従い、これまで規則等に取り入れていなかった IACS 統一解釈を取り入れる必要が生じた。

今般、国際満載喫水線条約に関する IACS 統一解釈のうち、これまで規則等に取り入れていなかった統一解釈に基づき、関連規定を改めた。併せて、本件と関連する一部を鋼船規則 C 編と整合させて改めた。

## 改正内容

乾舷甲板、船楼等の定義を IACS 統一解釈に基づき、鋼船規則 C 編の関連規定と整合させて改めた。